# 令和８年度一般自動車道「箱根スカイライン」料金徴収業務委託特記仕様書

（適用）

第１条　この仕様書は、静岡県道路公社（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）へ発注する令和８年度一般自動車道「箱根スカイライン」料金徴収業務委託に適用する。

（委託道路）

第２条　この契約で料金徴収業務を委託する道路は、一般自動車道「箱根スカイライン」（御殿場市大字神山から裾野市大字深良まで）とし、路線図は別紙１のとおりとする。

（委託期間及び委託料の支払い）

第３条　この契約の期間は、契約締結日から令和12年3月31日までとし、このうち料金徴収期間は、令和９年度は令和９年４月１日から令和10年３月31日まで、令和10年度は令和10年４月１日から令和11年３月31日まで、令和11年度は令和11年４月１日から令和12年３月31日までとする。

２　乙は、契約締結日から令和９年３月31日までに、従業員の確保等、令和９年度の料金徴収業務に係る必要な準備を行うものとする。

３　乙は、第１項に定める各年度の料金徴収期間開始日の６日前までに、従業員に対して委託業務に係る事前研修を行うものとする。

４　乙は、第１項に定める各年度の料金徴収期間開始日の２ヶ月前までに、前項の事前研修に関する研修期間、研修内容等を記載した研修体制計画書を甲に提出しなければならない。なお、令和９年度の料金徴収業務に係る研修体制計画書は、契約締結後１ヶ月以内に提出するものとする。

５　乙は、第３項の事前研修に際して、甲が別途配布する「料金徴収業務マニュアル」を本契約に関する全ての従業員に予め配布し、その内容を把握させた上、遵守させなければならない。事前研修以降に雇用した従業員に対しても同様に研修を行うものとする。

６　乙は、研修の実施後、第１項に定める各年度の料金徴収期間開始日の５日前までに、研修期間、研修参加者氏名、研修内容を記載した研修報告書を甲に提出しなければならない。

７　甲は乙に委託料を令和８年度は支払わない。静岡県道路公社料金徴収業務委託契約約款（以下「約款」という。）第４条第１項に規定する月別資金計画書に基づき、全額を令和９年度以降に支払う。

（所轄事務所）

第４条　約款でいう所轄事務所は、静岡県道路公社東部管理センターとする。

（料金所）

第５条　約款第２条第１項第１号の甲が定める料金所は、箱根料金所とし、その位置は別紙２のとおりとする。

（指定金融機関及び納入方法）

第６条　約款第７条第３項の甲が指定する金融機関口座への納入方法は表－１のとおりとする。

表－１　金融機関口座納入方法

| | |
|---|---|
| 金融機関名等 | 金融機関名　スルガ銀行　御殿場駅支店<br>口座番号<br>口座名義　静岡県道路公社<br>東部管理センター<br>出納員 |
| 納入方法 | 甲指定機関が集金 |
| 金融機関集金回数 | 週１回（火曜日）の金融機関営業日 |
| 金融機関の集金場所 | 一般自動車道「箱根スカイライン」箱根料金所事務所 |
| 備考 | 集金日が変更となる場合は、事前に甲が連絡 |

（責任者の配置）

第７条　約款第 11 条第１項の責任者を一般自動車道「箱根スカイライン」へ配置し、一般自動車道「箱根スカイライン」の業務について、その責務を負う。

（責任者の責務）

第８条　約款第 11 条第２項第 12 号の次に第 13 号として、一般自動車道「箱根スカイライン」の道路巡回に関することを加える。

（事務補助者の配置）

第９条　約款第 12 条第１項の事務補助者は配置しない。

（料金徴収時間）

第 10 条　約款第 14 条第１項第２号の料金徴収時間は表－２のとおりとする。ただし、表－２に変更が生じる場合は、事前に甲乙協議の上、契約を変更するものとする。

表－２　道路別料金徴収時間

| 道路別 | 期間別 | 曜日別 | 料金所別 | 徴収を行う車両 | 時間 |
|---|---|---|---|---|---|
| 一般自動車道「箱根スカイライン」 | 4/1～7/20 | 平日 | 箱根料金所 | 上下線 | 8：30～17：30 |
| | | 土日祝日 | | | 7：00～18：30 |
| | 7/21～8/31 | 平日 | | | 8：30～19：00 |
| | | 土日祝日 | | | 7：00～19：00 |
| | 9/1～11/30 | 平日 | | | 8：30～17：30 |
| | | 土日祝日 | | | 7：00～18：30 |
| | 12/1～3/31 | 平日 | | | 8：30～17：30 |
| | | 土日祝日 | | | 8：30～18：30 |

（徴収する料金等）

第 11 条　約款第 14 条第１項第２号の料金及び回数券の料金並びに車種区分は別表１のとおりとする。

（領収日付印）

第 12 条　乙は、約款第 14 条第１項第６号の甲が支給する領収日付印の印影が明瞭でなくなった場合は、速やかに甲に連絡すること。

（異常気象時等の措置）

第 13 条　約款第 17 条の乙が行う異常気象時等の措置は表－３のとおりとする。

表－３　異常気象時等の措置

| 項　　目 | | 措　　置 |
|---|---|---|
| 異常気象時 | 雨量規制等に伴う通行止の措置（台風含む） | 甲から指示があった場合は起終点に設置されている道路情報板に表示する |
| | 災害が発生した時 | 甲の指示により起終点及び料金所にバリケード及び通行止規制標識（301）（約款別紙９）を設置する<br>甲から指示があった場合は起終点に設置されている道路情報板に表示する |
| 地震発生時 | 御殿場市・裾野市で震度５弱以上の地震を観測し気象庁が発表した時 | 甲の指示により起終点及び料金所にバリケード及び通行止規制標識（301）を設置する<br>甲から指示があった場合は起終点に設置されている道路情報板に表示する |
| 東海地震注意情報発表時<br>東海地震警戒宣言発令時 | | 甲の指示により甲が配置した看板を設置する |

２　乙は、前各項のほか異常気象時に次のことを行う。

（１）利用者から災害、積雪、路面凍結等の発生情報を得た場合、後続 2～3 台からも情報を確認し、速やかに甲に報告する。ただし、所轄事務所の勤務時間外の場合は、甲が別途定める非常連絡系統図により報告するものとする。

（２）甲から求められた場合、料金所の積雪量、気温等を報告する。

（３）積雪時等に甲から求められた場合、起終点及び料金所にバリケード及び通行止規制標識（301）を設置する。

（４）チェーン必要時の場合、非装着車両に対し、装着について注意・喚起する。

（５）甲から指示があった場合は道路の巡回を行い、その結果を報告し、道路情報板の表示等の指示に従うものとする。

（６）利用者からの通行規制情報問い合わせに対応する。

（７）異常気象により料金徴収を行うことが不可能な場合、乙は甲に報告し、その指示に従う。

（８）雨量規制等による通行止め措置がされた場合には、乙は徴収員を料金所に配置せずに、料金所事務所で待機させる。

（清掃等）

第 14 条　約款第 18 条の乙が行う清掃等の範囲は、別紙 2 に示したとおりとする。

（交通事故の対応）

第 15 条　約款第 24 条は適用しないものとし、乙は、第 10 条に規定する料金徴収時間中に交通事故の通報又は情報を得た場合は、乙は次のとおり処理を行うものとする。

（１）情報提供者・通報者から、交通事故発生の場所及び状況、並びに死傷者の有無とその状態について収集する。

（２）利用者から情報を得た場合には、後続２～３台からも前号の情報を確認する。

（３）甲に事故の概要を直ちに報告する。ただし、所轄事務所の勤務時間外の場合は甲が別途定める非常連絡系統図により報告するものとする。

（４）甲から指示があった場合、起終点及び料金所にバリケード及び通行止規制標識（301）を設置する。

（５）甲から指示があった場合、起終点に設置されている道路情報板を表示する。

（６）利用者から求められた場合、警察署・消防署等へ連絡し、併せて甲に報告する。

（７）収集した情報、対応状況等を交通事故等報告書により、甲に報告する。

（落下物等）

第 16 条　約款第 19 条に加え、道路巡回中に落下物を発見した場合についても、乙はこれの除去を行わなければならないものとする。

（貸付施設等）

第 17 条　約款第 26 条第 1 項の甲から乙への貸与施設等は別表 2 のとおりとし、同表の管理分担により維持管理を行う。ただし、事務所及び料金所については、乙は別表 3 掲載の項目によりその修理を行わなければならない。

２　乙は、火の元責任者を決め、業務終了後事務所等から退出する際は、あらかじめ甲の同意を得た戸締り当番日誌を作成し、電気、火の元及び戸締り等を確認し、防犯、火災防止等に努めなければならない。ただし、火の元責任者が休暇日の場合は、乙は代替者を配置する。なお、貸与施設内においては、禁煙とする。また、乙はあらかじめ非常時連絡系統図を作成し、非常時には速やかに連絡をすること。

（費用負担）

第 18 条　約款第 27 条の甲が負担する費用は別表 2 に明記されたもののほか次のとおりとする。

（１）火災保険料

（２）電気使用料

（３）水道使用料

（４）防犯・非常通報警備システム機器による警備委託費用（電話回線による通信料を除く）

（５）公衆トイレの保守費用（トイレットペーパー、ハンドソープ、洗剤及び清掃用具等の消耗品費用を除く）

（６）浄化槽の管理及び清掃費用（公衆トイレ分）

（７）受水層の清掃費用

（８）ゴミ処分費用（乙の持込物により生じたゴミを除く）

（時間別通行台数内訳表）

第 19 条　乙は、一般自動車道「箱根スカイライン」の方向別及び時間別の通行台数を記録し、時間別通行台数内訳表（様式第 1 号）を作成して毎日、前日分を甲に提出するものとする。

（公衆トイレ）

第 20 条　乙は、一般自動車道「箱根スカイライン」箱根料金所脇に設置されている公衆トイレの清掃、トイレットペーパーの補充等を毎日行い、故障した場合は直ちに甲に報告する。

２　乙は、前項に掲げる清掃業務を行ったときは、トイレ清掃確認表（様式第 2 号）に記録のうえ各トイレに掲示するものとする。

また、記載欄をすべて使用した清掃確認表は、月別に取りまとめ料金所事務所で保管するものとする。

（道路巡回）

第 21 条　乙は、甲が別に定める「道路巡回要領」に基づき道路巡回を行うものとする。ただし、道路巡回要領第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、巡回は表－４のとおり実施するものとする。

表－４　道路巡回の実施

| 実施月 | 道路巡回日と回数 | | 備考 |
|---|---|---|---|
| | 平日 | 土日祝日等<br>（約款第24条の2に定める日） | |
| 4 月～11 月 | 週 3 日・1 日 1 回 | 毎日 2 回 | 平日の実施日等は、管理センターと協議の上、決定すること |
| 12 月～3 月 | 毎日 2 回 | 毎日 2 回 | 道路巡回要領第 2 条第 1 項に従い実施 |

（観光案内）

第 22 条　乙は、積極的に伊豆の観光情報の把握に努め、利用者に対し真摯に観光案内を行うものとする。

（雨水利用システムに関する事項）

第 23 条　乙は、公衆トイレ及び事務所に水を供給している「雨水・湧水利用システム」に関して、適切な水の供給を確保するため、次のことを行うものとする。

（１）毎日、水タンクの水の残量を確認し、甲から指定された記録表に記録すること。

（２）水タンクの残量が 90cm 以下となったときは、直ちに甲に報告の上、予備タンクから水タンクに水の補充を行うこと。

（３）予備タンクの水を使用したときは、降雨等により水タンクが再度満水となった際、必ず水タンクから予備タンクへの水の補充を行うこと。

（４）その他、「雨水・湧水利用システム」に関して、甲からの指示に従うこと。

（キャッシュレス決済）

第 22 条　乙は、約款第２条に定める業務として、「キャッシュレス決済サービス」（以下「キャッシュレス決済」という。）による料金の徴収における使用機器に関する操作・動作状況の監視・処理完了の確認等を行うものとする。

様式第１号（日本産業規格Ａ４縦版）

# 時 間 別 通 行 台 数 内 訳 表

年　　月　　日　〇曜日　天候

道路名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

| 時　間 | 〇〇→△△ | △△→〇〇 | 計 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 6:00 ～ 7:00 | | | | |
| 7:00 ～ 8:00 | | | | |
| 8:00 ～ 9:00 | | | | |
| 9:00 ～ 10:00 | | | | |
| 10:00 ～ 11:00 | | | | |
| 11:00 ～ 12:00 | | | | |
| 12:00 ～ 13:00 | | | | |
| 13:00 ～ 14:00 | | | | |
| 14:00 ～ 15:00 | | | | |
| 15:00 ～ 16:00 | | | | |
| 16:00 ～ 17:00 | | | | |
| 17:00 ～ 18:00 | | | | |
| 18:00 ～ 19:00 | | | | |
| 19:00 ～ 20:00 | | | | |
| 20:00 ～ 21:00 | | | | |
| 21:00 ～ 22:00 | | | | |
| 合　　計 | | | | |

受託者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　責任者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

備考
１　この書類は受託者が保管する。
２　毎日の通行台数を、翌営業日に所轄管理センターへＦＡＸすること。

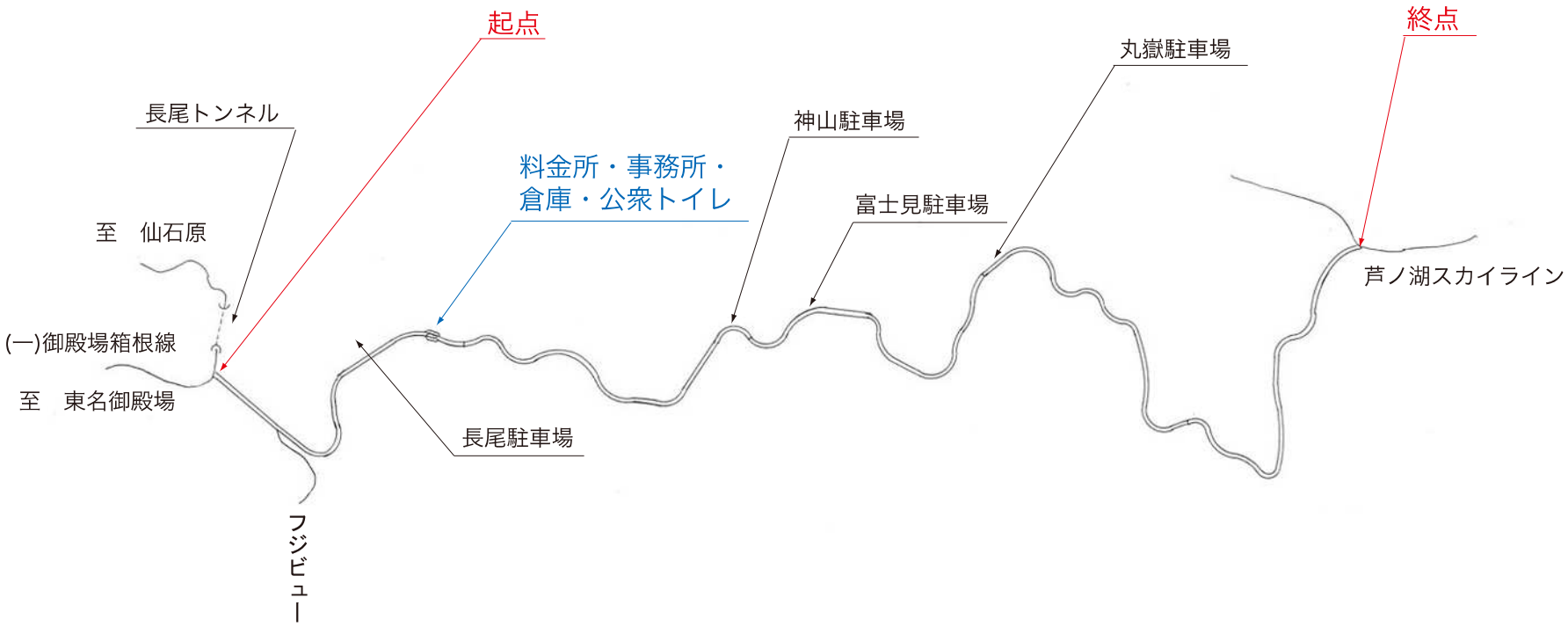
様式第２号（第20条第２項関係）（用紙　日本産業規格A4縦型）

# トイレ清掃確認表

| 実施日 | 実施<br>時間 | 実施者 | 実施日 | 実施<br>時間 | 実施者 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

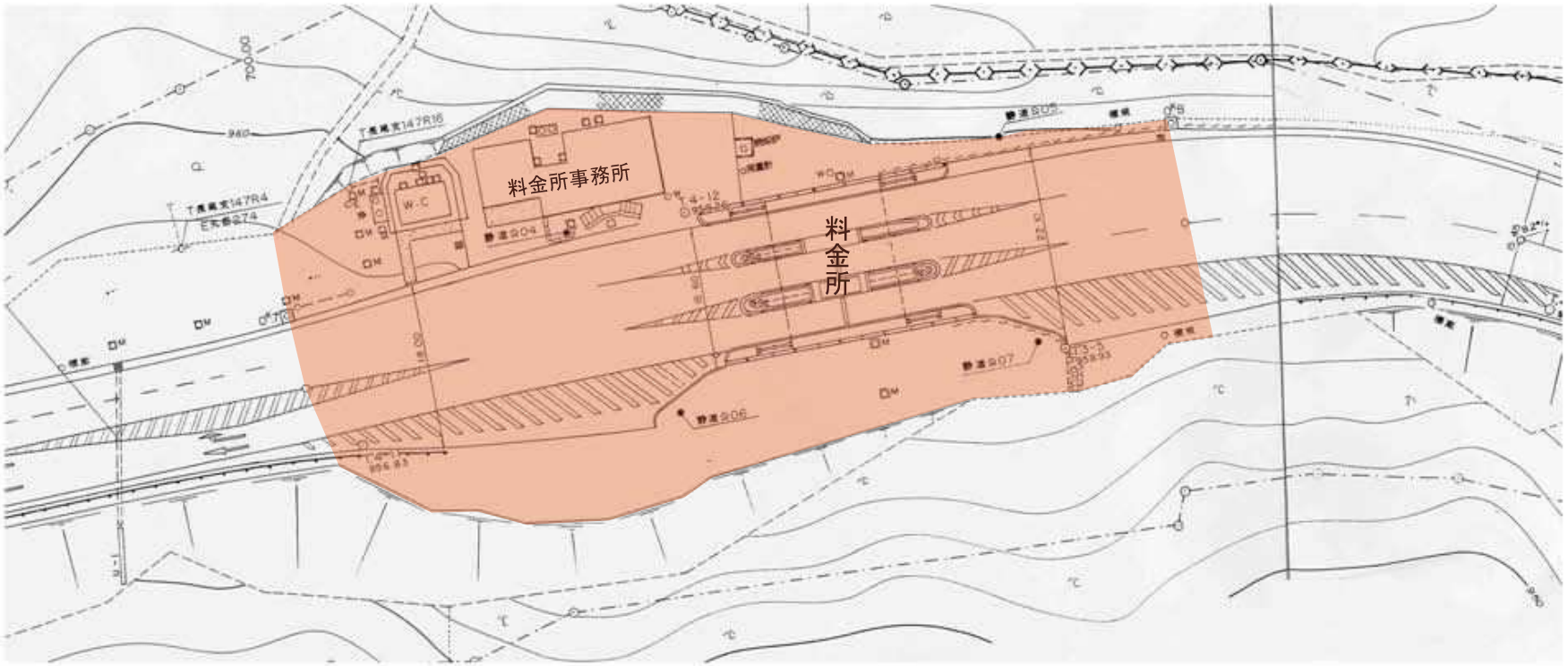
※上記の記載事項を満たしていれば、本様式に拘らず、受託者が任意の様式・用紙規格で記録することは差支えない。

# 一般自動車道「箱根スカイライン」路線図




別紙１

# 一般自動車道「箱根スカイライン」箱根料金所周辺図




乙が清掃等を行う部分

別紙２

別表１
徴収料金及び回数券販売料金

一般自動車道「箱根スカイライン」

１　使用料金

（単位：円）

| 車種＼内訳 | | 車種の説明 | 徴収料金 | 障害者割引料金 | 回数券販売料金<br>11回券 |
|---|---|---|---|---|---|
| 二輪自動車 | | 125cc超の二輪車（側車付きを含む。） | 350 | 180 | 3,500 |
| 軽自動車 | | 乗用・貨物　660cc以下 | 500 | 250 | 5,000 |
| 小型自動車 | | 乗用・貨物　2000cc以下 | | | |
| 普通自動車 | | 乗用車　乗車定員10人以下<br>貨物車　車両総重量８ｔ未満のもの。又は最大積載量５ｔ未満のもの | | | |
| バス型自動車 | マイクロ | 乗車定員１１人以上29人以下で、かつ車両総重量８ｔ未満のもの | 1,250 | ― | 12,500 |
| | 路線バス | 路線を指定し定期に運行するもの | 1,250 | ― | 12,500 |
| | その他 | 乗車定員30人以上又は車両総重量８ｔ以上のもの | 2,000 | ― | 20,000 |
| 大型貨物車 | | (1)　普通貨物自動車で車両総重量8,000kg以上のもの、又は最大積載量が5,000kg以上のもの。<br>(2)　普通貨物自動車が他の車両を連結して通行するもの。<br>(3)　大型特殊自動車 | 2,000 | ― | 20,000 |

２　料金の適用方法

(1)　１に掲げる普通券の料金は、通行（片道）１回ごとの料金とする。また、回数券の料金は、１冊の料金とする。

(2)　乗用自動車及び貨物自動車以外の自動車（特種用途自動車、小型特殊自動車、臨時運行の許可を受けた自動車等）については、車名、型式等を勘案して自動車の区分を定め、１に掲げる料金を適用する。

(3)　２車軸のトラクタのみで通行する場合、普通車料金とする。（3車軸のトラクタは大型［８ｔ以上］の料金になる。）

(4)　大型車を除く連結車両については、１台分の料金を徴収する。
　また、レッカー車、クレーン車等で事故車や故障車を牽引、又は牽引車が非牽引車をロープ、鎖等で牽引して通行する場合は、２台分の料金を徴収する。ただし、被牽引車にナンバープレートがあるものに限るものとする。

別表２

# 有料道路料金徴収業務委託に係る施設等貸与調書

| 項目 | 品　　目 | 管理分担 | | 備　　考 |
|---|---|---|---|---|
| | | 甲 | 乙 | |
| 施 設 等 | 事務所 | ○ | | |
| | 料金所 | ○ | | 料金収受機械・ｷｬｼｭﾚｽ決済機器含む |
| | 倉庫 | ○ | | 駐車スペースのみ貸与 |

| 項目 | 品　　目 | 管理分担 | | 備　　考 |
|---|---|---|---|---|
| | | 甲 | 乙 | |
| 設 備 等 | 電話機 | | ○ | 機器リース代は甲負担、使用料は乙が負担 |
| | ファックス（コピー付） | | ○ | 機器リース代は甲負担、消耗品（純正品を使用）・使用用紙は乙負担 |
| | エアコン | ○ | | フィルター清掃等のメンテナンスは乙が実施 |
| | 除湿機 | | ○ | |
| | 非常ベル装置 | | ○ | |
| | 防犯･非常通報システム機器 | ○ | | 乙は常に動作確認を行うこと |
| | 消火器 | | ○ | 更新は甲が行う。<br>※乙は消火器の取扱いを習熟すること。 |
| 事 務 機 | 机 | | ○ | |
| 備　　品 | 脇机 | | ○ | |
| | 椅子 | | ○ | |
| | 丸椅子 | | ○ | |
| | 書庫 | | ○ | |
| | 金庫 | | ○ | |
| | 鉄庫 | | ○ | |
| | キャッシュボックス | | ○ | |
| | 耐火キャビネット | | ○ | |
| | 硬貨計算機 | | ○ | |

| 項目 | 品　　目 | 管理分担 | | 備　　考 |
|---|---|---|---|---|
| | | 甲 | 乙 | |
| 事務機<br>備　　品 | パーソナルコンピュータ | | ○ | |
| | ブロードバンドルータ | | ○ | |
| 車　　両 | 道路パトロール車 | | ○ | 車検一式、1 年点検費用及び自動車税は甲が負担、リース料は甲が負担 |
| そ の 他 | 更衣ロッカー | | ○ | |
| | 高圧洗浄機 | | ○ | |
| | テレビ | | ○ | |
| | 石油ストーブ | | ○ | |
| | アルコール検知器 | | ○ | |
| | 無線式押しボタン回転灯<br>システム機器 | | ○ | 電池等の消耗品は乙が負担 |

別表３

事務所及び料金所のうち受託者が修理する項目

| 項目 | 内　　容 |
|---|---|
| 建物施設 | （事務所）<br>１　故意過失又は紛失による場合、次の補修修理又は購入<br>①　畳表替、障子及び襖の張り替え<br>②　建物内部、襖及びガラス戸等の不良、破損修繕<br>③　屋内に面する壁、天井、床の塗装<br>④　網戸の修繕<br>⑤　サッシクレセント引手の修繕及び取替え<br>⑥　玄関ドア<br>鍵の修繕及び取替、ドアのチェック・調整、蝶番のビス緩み等による開閉不良、その他付属品の取替（屋外物置ドアも同様）<br>⑦　屋内の木製建具の鍵、蝶番、ストッパー、戸車、レールの修繕及び取替<br>⑧　台所棚、押入棚の取替又は修繕<br>⑨　カーテン、ブラインド |
| 付属施設 | （事務所）<br>１　故意過失又は紛失による場合、次の補修修理又は購入<br>①　給排水施設<br>水栓の水漏れ及び取替、水栓のパッキンの取替、フラッシュ弁の水漏れ、洗面器排水トラップの水漏れ、ロータンクの水漏れ（ロータンクの洗浄管接続部）、ロータンク便器の間の洗浄管の水漏れ、ロータンク内部ボールタップ調整、陶器類のひび割れ等による修繕又は取替、流し排水トラップの詰り、流し排水トラップと配水管接続部からの水漏れ、排水管（横走管縦管）の詰り清掃、屋外の排水溝・排水管の詰り清掃、流し台・洗面器破損取替、風呂釜・給湯器の修繕及び取替<br>②　電気施設<br>スイッチ・コンセント・天井引掛シーリングの不良、照明器具の不良・その他破損、換気扇修繕及び取替<br>③　ガス施設<br>ガス栓の不良箇所点検・取替、ガス栓用ゴムホースの不良・破損による取替<br>２　電気施設　　電球・蛍光灯管の取替（グローランプを含む）<br>（料金所）<br>電球・蛍光灯管の取替（信号灯及び情報板の電球、上屋及び情報板の蛍光灯を除く）<br>（その他）<br>使用上当然負担しなければならない補修修理、故意過失又は紛失によるもの |

注）信号灯及び情報板の電球及び上屋及び情報板の蛍光灯のうち、交換可能なものについては、甲が支給する電球等により乙が交換する。